

市第96号議案

横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部改正

横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年12月 4 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年 2 月横浜市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第18条の次に次の 3 条を加える。

（審査請求をすべき実施機関）

第18条の 2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求は、当該開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る実施機関に対してするものとする。

（審査請求の特例）

第18条の 3 前条の審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第 9 条第 1 項ただし書の規定により、同項本文の規定は、適用しない。

第18条の 4 第18条の 2 の審査請求において行政不服審査法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する同法第38条第 1 項の規定による交付を受けるものは、横浜市行政不服審査条例（平成 年 月横浜市条例第 号）第 2 条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該交付に要する費用を負担しなければならな

い。

第19条第1項中「開示決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立て」を「第18条の2の審査請求」に改め、「当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき処分庁又は」を削り、「審査庁」の次に「（当該審査請求がされた実施機関をいう。第3項において同じ。）」を加え、「の各号」を削り、同項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第2号を次のように改める。

- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該行政文書の開示について反対意見書が提出されているときを除く。

第19条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「処分庁又は」を削り、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第20条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「当該不服申立てに係る開示決定等」を「当該審査請求に係る行政文書の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第21条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「の各号」及び「決定又は」を削り、同条第1

号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同条第 2 号中「不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。）」を変更し、当該審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

第23条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第24条第 4 項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第25条第 1 項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に、「当該不服申立人等」を「当該審査請求人等」に改め、同条第 2 項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第26条第 1 項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に、「若しくは」を「又は」に改め、「資料の閲覧」の次に「（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）」を加え、同条に次の 1 項を加える。

- 3 第 1 項の規定により写しの交付を受ける審査請求人又は参加人は、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第27条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 横浜市の保有する情報の公開に関する条例第10条各項の決定（以下「開示決定等」という。）又は同条例第5条第1項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）に係る不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた開示決定等又はこの条例の施行前にされた開示請求に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

提 案 理 由

行政不服審査法の全部改正に伴い、審理員による審理手続に関する規定の適用除外を定めるとともに、関係規定の整備を図る等のため、横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（審査請求をすべき実施機関）

第 18 条 の 2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求
は、当該開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る実施機関に
対してするものとする。

（審査請求の特例）

第 18 条 の 3 前条の審査請求については、行政不服審査法（平成 26
年法律第 68 号）第 9 条第 1 項ただし書の規定により、同項本文の
規定は、適用しない。

第 18 条 の 4 第 18 条 の 2 の審査請求において行政不服審査法第 9 条
第 3 項の規定により読み替えて適用する同法第 38 条第 1 項の規定
による交付を受けるものは、横浜市行政不服審査条例（平成 年
月横浜市条例第 号）第 2 条の規定にかかわらず、規則で定め
るところにより、当該交付に要する費用を負担しなければならない
い。

（審査会への諮問等）

第 19 条 第 18 条 の 2 の審査請求
開示決定等について行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160
号）による不服申立て があったときは、当該不服申立てに対する
審査庁（当該審査請求がされた
決定又は裁決をすべき処分庁又は
実施機関をいう。第 3 項において同じ。） は、次の各号
のいずれ
かに該当する場合を除き、遅滞なく、第 22 条第 1 項に規定する横
浜市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求 が不適法であり、却下するとき。
不服申立て

- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該行政文書に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及の開示について反対意見書が提出されているときを除く。及び第 21 条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する同法第 29 条第 2 項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第 1 項 の規定により諮問をした 前項 処分庁又は 審査庁（以下「諮問庁」という。）は、当該諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、同項の 審査請求 不服申立て に対する 決定又は 裁決を行わなければならない。

（諮問をした旨の通知）

第 20 条 諮問庁は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人 及び参加人 （行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 開示請求者（開示請求者が 審査請求人 不服申立人 又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る行政文書の開示 当該不服申立てに係る開示決定等 について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が 審査請求人 不服申立人 又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの 審査請求 不服申立て を棄却する場合等における手続）

第 21 条 第 15 条第 3 項の規定は、次 の各号 のいずれかに該当する 決 裁

_____裁決をする場合について準用する。
定又は

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄
不服申立て

却する_____裁決
決定又は

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部
不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等
を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る

行政文書を開示する旨の_____裁決（第三者である参加人が
決定又は

当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。

)

(部会)

第 23 条 審査会は、その指名する委員 3 人以上をもって構成する部
会に、審査請求に係る事件及び情報公開に関する事項について
不服申立て
調査審議させることができる。

(審査会の調査権限)

第 24 条 (第 1 項から第 3 項まで省略)

4 第 1 項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に
不服申立て
係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請
、不服申立人 求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当
と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な
調査をすることができる。

(意見の陳述等)

第 25 条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該
、不服申立人等 審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若し
不服申立人等
くは資料の提出を認めることができる。

2 審査会は、前項の規定により 審査請求人等から意見書又は資料
不服申立人等
が提出された場合には、審査請求人等（当該意見書又は資料を提
不服申立人等

出したものを除く。)にその旨を通知するよう努めるものとする。
。

(提出資料の閲覧等)

第26条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見
不服申立人等
書 又は 資料の閲覧 (電磁的記録にあつては、記録された事項
若しくは
を審査会が定める方法により表示したものの閲覧) 又は 写しの交
付 (以下この条において「閲覧等」という。)を求めることができ
る。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそ
れがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、
その閲覧等を拒むことができない。

(第2項省略)

3 第1項の規定により写しの交付を受ける審査請求人又は参加人
は、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要す
る費用を負担しなければならない。

(答申の内容の公表等)

第27条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申の内容を
公表するとともに、第19条及び個人情報保護条例第53条の規定に
よる諮問に対する答申にあつては、答申書の写しを 審査請求人 及
不服申立人
び参加人に送付するものとする。